

# 令和5年厚木市農業委員会12月定例総会議事録

日 時 令和5年12月25日 水曜日 午後1時30分から午後2時15分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 山 川 宏 司

農業委員

1番 小 池 よし子

3番 内 海 則 行

5番 曾 根 義 久

7番 鈴 木 好 弘

9番 清 田 徳 治

11番 中 丸 豊

2番 早 川 暁

4番 井 上 慎 一

6番 高 澤 友紀子

8番 三 橋 澄 夫

10番 大 矢 和 人

12番 松 前 進 (会長職務代理者)

欠席者

事務局出席者 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹 農地管理係主任

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告13件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告10件)
- 3 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告5件)
- 4 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について (5件)
- 5 議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)
- 6 議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について (4件)
- 7 議案第53号 新規就農者の認定について (3件)
- 8 議案第54号 農用地利用集積計画の決定について (22件)

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。  
これより、令和5年厚木市農業委員会12月定例総会を開会いたします。  
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、7番の鈴木好弘委員、8番の三橋澄夫委員にお願いいたします。  
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。  
日程に入ります。  
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。  
今回報告する対象は、11月13日から12月11日までに受け付けしたものでございます。  
それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付したものでございます。  
それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。  
法第4条につきましては、2件、5筆、面積は877平方メートルです。  
法第5条につきましては、11件、15筆、面積は4,376.38平方メートルです。  
法第4条及び第5条の総計は、13件、20筆、面積は5,253.38平方メートルです。  
届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。  
以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。  
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。  
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、11月13日から12月11日までに受付した

ものについて、それぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は9人、農地の所有権を取得された相続人は10人、筆数は延べ50筆、面積は延べ25,255.93平方メートルでございます。あっせんの希望は、全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は5件です。

初めに1番でございます。

証明願の提出者は、七沢にお住まいのAさんでございます。

対象地は、七沢字上ノ窪1筆、登記地目は畑、面積は8.42平方メートルです。

当該地は、平成12年に願出人の姉が相続した時点で、既に隣接する宅地の進入路として利用されており、現在に至っているもので、平成25年撮影の航空写真及び平成12年作成の市道境界確定図で確認できます。

これらの経過を踏まえ、三橋委員に資料及び現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

続いて2番でございます。

証明願の提出者は、愛名にお住まいのBさんでございます。

対象地は、愛名字萩原1筆、登記地目は畑、面積は794平方メートルです。

当該地は、平成4年に794㎡の内492㎡を駐車場として転用し、平成22年に794㎡の内233.12㎡を資材置場として転用しており、筆全体が農地ではないものの、合計面積が登記面積に足りず、地目変更登記ができなかったため、今回、非農地証明願の提出がありました。

これらの経過を踏まえ、早川委員に資料及び現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

続いて3番でございます。

証明願の提出者は、三田にお住まいのCさんでございます。

対象地は、三田字堰端1筆、登記地目は畑、面積は357平方メートルです。

当該地は、昭和41年頃に願出人が所有する隣接地の住宅を増築する際、住宅の一部が当該地に越

境し、また、同時期に倉庫を建築し、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書で確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池委員及び鈴木委員に資料及び現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

続いて4番でございます。

証明願の提出者は、上荻野にお住まいのDさんでございます。

対象地は、上荻野字横林1筆、登記地目は畑、面積は233平方メートルです。

当該地は、昭和56年に願出人が相続した時点で、既に住宅敷地の一部として利用されており、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書で確認できます。

これらの経過を踏まえ、曾根委員及び高澤委員に資料及び現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

最後に5番でございます。

証明願の提出者は、清川村煤ヶ谷にお住まいのEさんでございます。

対象地は、小野字町屋1筆、登記地目は畑、面積は426平方メートルです。

当該地は、昭和45年に願出人の祖父が自己住宅を建築し、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書で確認できます。

これらの経過を踏まえ、三橋委員に資料及び現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は5件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は関口字西河原1筆、現況地目は田、面積は1,001平方メートルです。

渡人は埼玉県深谷市大字上野台にお住まいのFさん、受人は関口にお住まいのGさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、田植機及びコンバイン。

労働力につきましては、本人、配偶者及び子の3人です。

続いて2番でございます。

対象となる農地は三田字屋敷1筆、現況地目は畑、面積は455平方メートルです。  
渡人は下荻野にお住まいのHさん、受人は三田1丁目にお住まいのIさんです。  
経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されています。  
受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。  
労働力につきましては、本人及び子2人の3人です。  
続いて3番でございます。

対象となる農地は戸田字鶴田2筆及び同字鴉町2筆、現況地目は全て田、合計面積は1,929平方メートルです。

渡人は戸田にお住まいのJさん、受人は同住所にお住まいのKさんです。  
農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されています。  
受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン。  
労働力につきましては、本人、配偶者及び子の3人です。  
続いて4番でございます。

対象となる農地は愛甲字新町1筆、現況地目は田、面積は910平方メートルです。  
渡人は愛甲東2丁目にお住まいのLさん、受人は愛甲東2丁目にお住まいのMさんです。  
経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されています。  
受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。  
労働力につきましては、本人、配偶者及び子の3人です。  
最後に5番でございます。

対象となる農地は温水字松久保2筆、現況地目はともに畑、合計面積は421平方メートルです。  
渡人は東京都北区東十条6丁目にお住まいのNさん、受人は旭町5丁目にお住まいのOさんです。  
経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されています。  
受人の保有する機械につきましては、管理機の導入を予定しております。  
労働力につきましては、本人1人です。

1番から5番までの全てにおいて、農地法に規定する各基準を満たしています。  
農地法第3条の規定による許可申請の説明は以上でございます。  
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程4、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程4、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

続いて、日程5、議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係主任>

ただいま議題となりました議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

対象となる農地の所在は恩名一丁目2筆、登記地目はともに田、合計面積は1,844平方メートルです。

申請人は、中町3丁目の学校法人P、理事長Qさんです。

本申請は、グラウンド設置のための転用許可申請です。

申請人は、厚木市内で学校教育業を営む法人で、現在使用しているグラウンドの一部を返却することとなり申請されました。

農地区分は市街化区域から500メートル以内の区域であり、農地の広がり10ヘクタール未満である第2種農地です。

申請地の東側は駐車場、西側は宅地及び畑、南側は道路、北側は水路に接しております。

南側に出入口を設け、全面転圧、整地し、R学校のグラウンドとして利用する計画でございます。隣接地等への被害防除措置として、周囲をU型側溝で囲い、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。また、防球ネットを囲う計画となっております。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっております。現在手続中となっております。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可相当することに賛成

の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 5、議案第 51 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

続いて、日程 6、議案第 52 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

〈農地管理係主任〉

ただいま議題となりました議案第 52 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は 4 件でございます。

初めに 1 番でございます。

対象となる農地の所在は岡津古久字入り 1 筆、登記地目は田、面積は 1,012 平方メートルです。

受人は伊勢原市石田の株式会社 S、代表取締役 T さん、渡人は岡津古久にお住まいの U さんです。

本申請は、所有権移転による資材置場のための転用許可申請です。

農地区分は、農業振興地域内にある農用地以外の農地であり、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地です。

受人は神奈川県内で建築業を営む法人で、現在使用している施設はなく、業務に支障をきたしているため申請されました。

申請地の北東側及び北西側は道路、南東側は資材置場、南西側は水路に接しております。

北東側に出入口を設け、全面転圧、砂利敷きし、2 台分社用車駐車スペースと砕石及び砂を置く計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、北東側は出入口を除き、擁壁又はコンクリートブロック 2 段から 3 段積みの新設。北西側はコンクリートブロック 2 段積みの新設。南東側は擁壁及び鋼板を新設。南西側は擁壁又はコンクリートブロック 2 段から 3 段積みを新設し土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

本申請は開発面積が 500 平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっております。現在手続中となっております。

続いて 2 番でございます。

対象となる農地の所在は上荻野字上之原 2 筆、登記地目はともに畑、合計面積は 1,327 平方メートルです。

受人は海老名市東柏ヶ谷 2 丁目の株式会社 V、代表取締役 W さん、渡人は上荻野にお住まいの X さん外 1 人です。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、農業振興地域内にある農用地以外の農地であり、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地です。

受人は神奈川県内で建築業を営む法人で、現在使用している施設はなく、業務に支障をきたしているため申請されました。

申請地の東側、西側及び北側は畑、南側は道路に接しております。

南側に出入口を設け、全面転圧、砂利敷きし、フェンスやコンパネ及び単管等の資材を置く計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を除き、単管パイプ及び土留め鋼板を新設し土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっております、現在手続中となっております。

続いて3番でございます。

対象となる農地の所在は三田字上川原2筆、登記地目はともに田、合計面積は209.67平方メートルです。

受人は温水西2丁目にお住まいのYさん、渡人は三田にお住まいのZさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、300メートル以内に睦合北地区市民センターが存する第3種農地です。

受人は神奈川県内で不動産業を営む個人事業主で、現在取引している不動産の家具等の置場が必要となり申請されました。

申請地の東側及び南側は田、西側は水路、北側は道路に接しております。

北側に出入口を設け、全面転圧、砂利敷きし、家具を置く計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、東側及び南側は既存のブロック積みにより土砂・雨水及び表流水の流出を防止し、西側については申請地内の東側を低くして勾配をつけることにより、隣地への流出を防除するものです。

最後に4番でございます。

対象となる農地の所在は上荻野字小金塚1筆、登記地目は畑、面積は1,415平方メートルです。

受人は横浜市旭区今宿南町の株式会社a、代表取締役bさん、渡人は上荻野にお住まいのcさんです。

本申請は、所有権移転による車輛置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、農業振興地域内にある農用地以外の農地であり、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

受人は神奈川県内及びタイ王国で中古自動車販売業を営む法人で、現在使用している施設が手狭になり、申請されました。

また、横浜市旭区の法人ですが、県内全域での実績がよく、県央に位置し交通の便が良いことから、本市を選定されました。

申請地の北東側及び南西側は道路、南東側及び北西側は畑に接しております。

北東側に出入口を設け、全面転圧、砂利敷きし、中古車輛を置く計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を除き、コンクリートブロック1段積みを新設し土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっております、現在手続中となっております。

4件すべてについて、農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるお

それはないものと判断されます。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。  
よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
何か質問はありませんか。

<三橋委員>

1番について、北東側の道路の幅員が狭いため、農業用車両優先という看板を設置するよう関係課に依頼していただきたい。

<農地管理係主任>

所管する課へお伝えします。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

続いて、日程7、議案第53号「新規就農者の認定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第53号「新規就農者の認定」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は3件でございます。

初めに1番でございます。

申請人は、船子にお住まいのdさんでございます。

厚木市農業委員会新規就農者認定基準に関する要綱第2条第2項第1号に規定する「JAあつぎ農業塾就農コース」の全過程を修了しております。

dさんは、輸入に依存する農産品が近い将来高騰し、入荷が減少することを危惧し、地産地消、自給率向上の一端を担いたいとの思いで就農を志しておられます。

耕作予定地については、日程8、「議案第54号農用地利用集積計画の決定について」で御審議いただきますが、温水字町田1筆、現況地目は畑、面積は991平方メートルでございます。

通作距離は、約1キロ、車で5分ほどでございます。

作目は、ニンニク、タマネギ及びスイートコーンの育成を予定しております。

また、提出されました新規就農者認定申請書の記載内容から、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、同要綱第3条第1項第1号、第2号に掲げる認定規準の要件全てを満たしているものです。

続いて2番でございます。

申請人は、妻田南1丁目にお住まいのeさんでございます。

厚木市農業委員会新規就農者認定基準に関する要綱第2条第2項第1号に規定する「JAあつぎ農業塾就農コース」の全過程を修了しております。

eさんは、結婚を機に厚木に住んで30年。厚木で農業に携わり、厚木の自然の豊かさを発信したいとの思いで就農を志しておられます。

農業塾で学んだ露地野菜の栽培技術を向上させ、流通の少ない品種の栽培や栽培期間をずらすなどの工夫をして、農産物の安定供給に寄与し、将来は農産物加工品の生産・販売や農家レストランの経営などの6次化や、子育て世帯向けの農作業体験などの企画も考えていきたいとのこと。

耕作予定地については、日程8、「議案第54号農用地利用集積計画の決定について」で御審議いただきますが、三田字天神上2筆、現況地目はともに畑、合計面積は1,342平方メートルでございます。

通作距離は、約4キロ、車で15分ほどでございます。

作目は、インゲン、エダマメ、タマネギ、ニンジン及びジャガイモの育成を予定しております。

また、提出されました新規就農者認定申請書の記載内容から、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、同要綱第3条第1項第1号、第2号に掲げる認定規準の要件全てを満たしているものです。

最後に3番でございます。

申請人は、戸室2丁目にお住まいのfさんでございます。

厚木市農業委員会新規就農者認定基準に関する要綱第2条第2項第1号に規定する「JAあつぎ農業塾就農コース」の全過程を修了しております。

fさんは、15年ほど前に家庭菜園を始め、農業に興味を持つようになり、JAあつぎ農業塾の基礎コース及び就農コースで約2年間指導を受け、野菜を栽培し収穫する楽しさを実感されました。自ら野菜を生産し、自分で食べるだけでなく、友人のキッチンカーや夢未市などを通して、新鮮で安心安全な野菜を消費者に提供したいとの思いで就農を志しておられます。

耕作予定地については、新規就農者の認定後に農地の購入を予定されています。

作目は、カボチャ、ブロッコリー、サツマイモ、タマネギ、スイートコーン及びジャガイモの育成を予定しております。

また、提出されました新規就農者認定申請書の記載内容から、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、同要綱第3条第1項第1号、第2号に掲げる認定規準の要件全てを満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 7、議案第53号「新規就農者の認定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 7、議案第53号「新規就農者の認定」については、原案のとおり決定しました。

続いて、日程 8、議案第54号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

本議案は22番までございますが、1番については三橋委員が関係する事案です。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、三橋委員の退出を求めます。

[三橋委員退室]

<議長>

それでは、日程 8、議案第54号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第54号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、御説明申し上げます。

貸人は小野にお住まいのgさん、借人は小野にお住まいのhさんでございます。

対象となる農地は小野字神明前2筆、現況地目はともに畑、合計面積は383平方メートルです。

利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権設定で、更新設定です。

農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
日程 8、議案第54号「農用地利用集積計画の決定」の 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。  
よって、日程 8、議案第54号「農用地利用集積計画の決定」の 1 番については、原案のとおり決定されました。  
ここで、三橋委員を入室させてください。

[三橋委員入室]

<議長>

それでは、日程 8、議案第54号「農用地利用集積計画の決定」の 2 番から22番までについて、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第54号「農用地利用集積計画の決定」の 2 番から22番までについて、御説明申し上げます。

お諮りする案件は21件でございます。

2 番から22番までの合計集積面積は、22,528.65平方メートルです。

権利の種類別では、使用貸借権が17件、24筆、19,537.65平方メートルで、賃借権が 4 件、5 筆、2,991平方メートルです。

地目別では、田が16筆、12,308平方メートル、畑が13筆、10,220.65平方メートルです。

利用目的別では、水稲が 9 件、普通畑が10件、水稲及び普通畑が 2 件です。

契約期間別では、3 年間で17件、6 年間で 3 件、9 年間で 1 件となっており、新規設定が10件、更新設定が11件となっております。

2 番から22番について、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
何か質問はありませんか。

<松前会長職務代理者>

19番の受人は住まいが府中市であるが、通作手段は何でしょうか。

<都市農業支援担当主幹>

現在は車で通っておりますが、厚木市内への移住も視野に入れていると聞いております。

<松前会長職務代理者>

分かりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第54号「農用地利用集積計画の決定」の2番から22番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程8、議案第54号「農用地利用集積計画の決定」の2番から22番までについて、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年厚木市農業委員会12月定例総会を閉会いたします。

令和5年12月25日

議 長

---

議事録署名人

---

議事録署名人

---